

猫に関するお願い



新座市内では、飼い主のいない猫(野良猫)が繁殖し、近隣住民の敷地内等で「ふん尿をする」・「車などで爪とぎをする」・「花壇を荒らす」などの理由により、近隣の方が迷惑し、苦情が多く寄せられている事例があります。

これ以上かわいそうな野良猫を増やさないようにするため、私たちができることから始めていきましょう。

✕ 飼い猫の不適正な管理(飼い方)

猫は室内で飼い、外には出さないようにしましょう。飼い猫を不妊去勢手術を行わないまま外飼いすると、屋外で野良猫と接触することで、「繁殖期に妊娠してしまう(妊娠させてしまう)」可能性が高くなり、不幸な野良猫が増える原因につながります。

また、飼い猫の所有者を明確に明示しない状態で屋外へ自由に移動させてしまうと、その猫が「飼い猫」か「野良猫」か区別できません。感染症や交通事故といったトラブルを避けるためにも、飼い猫は屋内で飼うようお願いします。



✕ 屋外での無責任なエサやり

「かわいそう」という思いだけで、屋外で不妊去勢手術されていない野良猫にエサを与えると、次のようなことが考えられ、結果として、周辺的生活環境にも影響が出てしまい、近隣トラブルの原因になることもあります。



- ① 猫同士で繁殖が盛んになり、子猫が生まれ、不幸な野良猫が増える
- ② 発情期の鳴き声やスプレー行為(縄張りを示すにおい付け行為)が増える
- ③ 猫が集まり、猫の喧嘩による怪我、感染症や交通事故が起こる可能性が高くなる
- ④ エサの放置でエサ自体がゴミになり、不衛生になる(カラスなど猫以外の動物がそのエサに集まってくる)おそれがある



◆お問い合わせ先◆

新座市市民生活部環境対策課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号 本庁舎3階

TEL:048-424-2621 FAX:048-477-1228

野良猫のためにできること



野良猫によるトラブルをなくす試みとして、公益財団法人どうぶつ基金による**無料不妊去勢手術事業(さくらねこ無料不妊去勢手術事業)**と**地域猫活動**を紹介します。



無料不妊去勢手術事業

新座市では、公益財団法人どうぶつ基金から無料不妊去勢手術チケットの交付が受けられるよう行政枠の登録をしました。このチケットにより、協力病院において野良猫に無料で不妊去勢手術を受けさせることができます。ただし、市からの交付に当たっては一定の条件がありますので、詳細につきましては環境対策課へお問い合わせください。

▶check!

公益財団法人どうぶつ基金ホームページ <https://www.doubutukikin.or.jp/>



地域猫活動

近年、各自治体では、猫による問題を地域で解決するため、「地域猫活動」と呼ばれる方法が進められるようになってきました。

「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫の問題を「地域の環境問題」として捉え、地域住民・問題解決に取り組むボランティア・行政の三者が協力しあって、飼い主のいない猫を適正管理※しつつ徐々に数を減らしていき、暮らしやすいまちづくりをめざしていくという活動です。具体的な取り組み方やポイントは、「地域猫活動実践ガイドブック」(埼玉県作成)を参照してください。

※適正管理…時間を決めたエサやり、残ったエサの片付け、トイレの設置、糞の後始末などをルールを決めて行うこと

▶check!

埼玉県「地域猫活動実践ガイドブック～野良猫を減らすために～」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/doubutu/tiikinekoguide.html>